

2020年 4月 7日

正会員・賛助会員様

東京都子ども会連合会  
理事長 齋藤 武  
(公印省略)

## 安全共済会の加入手続きについて

日頃より東京都子ども会連合会の安全共済会事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の影響で諸行事の中止・延期が発表される中、諸行事の取扱いと共に、共済の加入手続きについても照会があります。

全国子ども会連合会から以下の連絡が来ていますので、お知らせいたします。

現状での取り扱いをご連絡いたしますので、単位子ども会からご照会がありましたらご説明ください。

## 記

## 1. 単位子ども会の事務手続き

## (1) 4月～5月に子ども会行事がある場合：

- ・加入申込書(加入-11、12)・年間行事計画書(加入-13)を5月末までに都道府県・政令指定都市子ども会事務局に提出(ネット加入の場合は、入力)してください。
- ・掛金を5月末までに都道府県・政令指定都市子ども会事務局に納金してください。
- ・子ども会によっては定例活動の行事として廃品回収(古紙回収など)を実施している場合は、定例活動の行事計画書の提出・加入申込書を提出していただけないと共済の対象になりませんのでお気を付けください。  
⇒名簿は行事に参加する人の分だけでも手続きください。

## (2) 6月以降から子ども会行事を行う場合(4・5月行事を延期・中止した場合)

⇒最初の行事開催日の1週間前までには、必ず手続きをしてください。  
当分行事がない場合、新型コロナウイルス感染が問題とされる最中に、無理して手続きをされる必要はありませんが、行事開催後の手続きでは効

力が発生しませんので、行事予定日前に準備ください。

2. 市区町村子連の事務手続き

(1) 共済契約申込書 (加入-01)

3月末までに都道府県・政令指定都市子ども会事務局に提出する。

⇒変更ありません。

(2) 契約者申込書 (加入-02)

①4月～5月に単位子ども会から申し込みがある場合。

⇒5月末までに、該当する単位子ども会の書類の提出と掛金の納金を例年通りお願いいたします。

②6月以降に申し込みをされる単位子ども会については、随時書類を提出の上、掛金

を納金ください。

⇒都道府県・政令指定都市子ども会への手続きが完了した日の翌日から共済の効力

が発生いたしますので、速やかに手続きください。

以上